

公表監第 12 号  
平成 27 年 12 月 18 日  
(2015 年)

西宮市監査委員 亀 井 健  
同 鈴木 雅 一

平成 27 年 10 月 21 日付西監収第 40 号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 101 号  
平成 27 年 12 月 18 日  
(2015 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健  
同 鈴木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 27 年 10 月 21 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 27 年 10 月 21 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

市長に対し、政務調査費違法支出返還請求事件（下記住民訴訟 2 件）に関わる訴訟代理人弁護士に支払った訴訟費用 2,076,900 円について、法第 243 条の 2 に基づき、同事件に提訴された下記の市議会議員等に返還させることを求める。

(1) 神戸地方裁判所平成 21 年（行ウ）第 4 号 政務調査費違法支出返還請求事件（平成 23 年 5 月 11 日判決。以下「住民訴訟(1)」という。）

ア 弁護士費用

着手金 357,000 円、成功報酬 735,000 円、計 1,092,000 円

イ 対象議員等

①公明党議員団（会派、山田、白井）、②田中正剛（蒼志会、上谷、中川、澁谷）、③西宮グリーンクラブ、④岩下彰、⑤片岡保夫、⑥河崎はじめ、⑦栗山雅史、⑧小林光枝、⑨田中渡、⑩中尾孝夫、⑪森池豊武、⑫石埜明芳、⑬上向井賢二、⑭大石伸雄、⑮喜田侑敬、⑯坂上明、⑰篠原正寛、⑱中村武人、⑲吉岡政和、⑳日本共産党西宮市会議員団、㉑嶋田克興、㉒たかはし倫恵、㉓西田いさお、㉔よつや薫

(2) 神戸地方裁判所平成 24 年（行ウ）第 15 号 政務調査費違法支出返還請求事件（平成 25 年 10 月 16 日判決。以下「住民訴訟(2)」という。）

ア 弁護士費用

着手金 367,500 円、成功報酬 617,400 円、計 984,900 円

イ 対象議員等

(7) 平成 22 年度政務調査費分

①公明党議員団（山田）、②片岡保夫、③栗山雅史、④森池豊武、⑤花岡ゆたか、⑥中尾孝夫、⑦草加智清、⑧木村嘉三郎、⑨上向井賢二、⑩大石伸雄、⑪坂上明、⑫吉岡政和、⑬やの正史、⑭日本共産党西宮市会議員団、⑮ざこ宏一、⑯長谷川久美子

(4) 平成 23 年度政務調査費分

①片岡保夫、②森池豊武、③中尾孝夫、④今村岳司、⑤上向井賢二、⑥大石伸雄、⑦坂上明、⑧吉岡政和、⑨やの正史、⑩日本共産党西宮市会議員団、⑪ざこ宏一

(理由及び添付された事実を証明する書面)

別紙のとおり。

## 第 2 監査の実施

### 1 請求の受理など

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 27 年 11 月 2 日、請求を受理することに決定しました。

なお、河崎はじめ監査委員及び杉山たかのり監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

## 2 監査の対象事項

市長に対し、市が政務調査費違法支出返還請求事件（住民訴訟1)及び2)）について訴訟代理人弁護士に支払った着手金及び成功報酬に相当する額 2,076,900 円につき、法第 243 条の 2 並びに民法第 709 条及び第 719 条の規定に基づき、同事件原告らが返還請求の相手方とした市議会議員等に対し、支払いを求めるといふ請求が認められるか否かを監査の対象としました。

## 3 監査対象部局

西宮市総務局及び議会事務局

## 4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 27 年 11 月 16 日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

## 第3 監査の結果

本件職員措置請求に関連しては、同一の請求人から、平成 27 年 8 月 18 日付で、市長に対し、政務調査費違法支出返還請求事件（住民訴訟1)及び2)）に関わる訴訟代理人弁護士に支払った訴訟費用 2,076,900 円について、法第 243 条の 2 に基づき、同事件に提訴された前記の市議会議員等に返還させることを求める旨の職員措置請求（以下「前回職員措置請求」という。）が提出され、これを受理したうえで監査委員の協議に基づいて、同年 10 月 16 日付西監発第 66 号により、同請求人に監査結果を通知したところです。

判例によると、住民監査請求につき「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決）とされています。

そこで本件職員措置請求を検討したところ、請求人は、前回職員措置請求において請求人が請求の理由として主張した事由に加え、民法第 709 条及び第 719 条の規定等を援用しますが、住民監査請求の対象とする「怠る事実」は、政務調査費違法支出返還請求事件（住民訴訟1)及び2)）について、市が訴訟代理人弁護士に支払った着手金及び成功報酬に相当する額 2,076,900 円につき、同事

件原告らが返還請求の相手方とした市議会議員等に対し、市長が請求をしていないというものであって、民法第709条及び第719条の規定等に係る主張は、前記判例がいう「新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合」に該当するものです。したがって、本件請求は、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求」であって、不適法なものであるので却下します。

(請求人が記載した請求理由の抜粋)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載し、事実証明書及び法条の引用は省略しました。

## 1 民法第 709 条「不法行為による損害賠償」

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

一般の不法行為が成立するためには、民法第 709 条の法文を分析すると

- ① 西宮市議会議員に故意又は過失があったこと。
- ② 西宮市の権利又は法律上保護される利益が侵害されたこと。
- ③ 西宮市議会議員に責任能力があること。(民法第 712 条・第 713 条)
- ④ 西宮市に損害が発生し、西宮市議会議員の加害行為との間に因果関係があること。

(損害発生に因果関係)

## 民法第 719 条「共同不法行為者の責任」

因果関係は西宮市長が西宮市議会議員に対して違法な手続きをもって政務調査費を支給していたこと又、西宮市議会議員らが西宮市から虚偽の金額を収支報告書に記載して政務調査費(市民の税金)を受け取っていた。

それらの違法行為が原因で住民訴訟をされ、その訴訟費用として 2,076,900 円を訴訟代理人弁護士に支払ったものである。

## 行政手続法第 32 条

地方公務員法第 13 条「平等取扱の原則」・第 60 条「罰則規定あり」

## 2 捜査行政機関の使命

- (1) 捜査行政機関の捜査官である警察官及び検察官は一般職の公務員である、国家公務員法・刑法・行政不服審査法に拘束されている。
- (2) 警察の捜査に基本職務については、犯罪捜査規範に規定されている。検察庁は、警察を指揮監督する立場であるので、この法令を順守しなければならない。
- (3) 刑事事件とは、他者に被害・損害を与える不法行為で、刑罰法に該当する行為のことを言う。刑法は、憲法・民法等による私権の擁護を基本として、全法令の不法行為に対する罰則であるので、不法行為を取り締まるのが警察及び検察庁の使命である。

捜査行政庁は法令所管庁が管理する法令の正義(法令所管庁公認の語意・文意-有権定義)を照会確認する(刑訴法第 197 条第 2 項)ことは最も重要な職責である。

犯罪捜査の規則として、犯罪捜査規範がある。

憲法第 31 条・民法第 1・709・719 条・刑法第 1・8・38-3 条項など及び以下の規定により法務省・総務省等に確認。

刑法1一条項の条文、「この法律は、日本国内において罪（全ての法令に背いた不法行為）を犯したすべての者に適用する。」＝警察庁広報室・刑事局教養係に確認

- (4) 警察官は犯罪の端緒を積極的に得るように努めなければならない。被害届は官轄に関係なく全て受理しなくてはならない。被害届は口頭又は文書でできる。参考人供述調書作成をした場合は被害届の作成は省略できる。犯捜規第59・61条・刑訴法第241条による。

- 3 平成23年5月11日裁判の判決文書の(2)判断基準「原告らは、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、その有する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を怠るものとして、各相手方に不当利得金又は損害賠償金の支払を請求するよう求めるものであるから、原告らにおいて、不当利得返還請求権の発生原因事実又は不法行為に基づく損害賠償請求権の発生原因事実を主張立証しなければならぬと解するのが相当である。」と記載されています。

平成25年10月16日裁判の判決文書の5争点5「被告が返還請求を怠ること」と違法性を記載されています。

西宮市の長である被告は、この返還請求権を行使すべき義務を負い、行使するかしないかの裁量権を原則として負わないのであり（地方自治法240条2項、同法施行令171条）、現段階で未だ平成22年度及び23年度の政務調査費につき請求されていない本件においては、被告が返還請求を怠っている事は違法である。

と指摘されています。前、西宮市長（河野昌弘）の責任も存在すると思料する。

#### 徴収及び返還の理由

民法第709条及び同法第719条に定められている法律を犯した河野昌弘（当時、西宮市長）と市議会議員（公務員の特別職）は訴訟費用（市民の税金）を支払わず又、現、市長の今村岳司が徴収しなかったのは「不作為」である。

本件について今村岳司が市長に就任してからの行為は刑法第247条の背任で議員当時は刑法第253条の業務上横領に該当するものと思料する。

市議会議員の行為は刑法第253条の業務上横領に該当すると思料する。

#### 地方自治法第2条[地方公共団体の法人格、事務範囲、自治行政の基本原則]

監査委員は地方自治法第242条第1項の規定により、請求人が証拠として提出した資料及び監査局に存在する平成23年5月11日の判決言渡・平成21年（行ウ）第4号・政務調査費違法支出返還請求事件と平成25年10月16日の判決言渡・平成24年（行ウ）第15号・政務調査費違法支出返還請求事件の証拠資料を精査し、民法第709条（判例）及び第719条（判例）に照らして上記の必要な措置を取ることを請求する。

(添付された事実を証明する書面)

- 1-1 平成 23 年 5 月 11 日付の判決言渡しに対しての訴訟費用
- 1-2 平成 25 年 10 月 16 日付の判決言渡しに対しての訴訟費用
- 2-1 裁判にかけられた市議会議員を記載 (議会事務局) した文書
- 2-2 平成 27 年 4 月 24 日付 市民の声No.011 号
- 3-1 民法第 709 条「不法行為による損害賠償」
- 3-2 民法第 719 条「共同不法行為者の責任」
- 4 捜査行政機関の使命